

小学校の保護者の皆さまへ

令和8年度の学校給食費について（お知らせ）

平素より、本市教育行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
令和8年度の学校給食費について、給食費負担軽減交付金を活用し、次のとおり決定しました。

<1食あたり単価>	保護者負担額
330円	0円

【手続き書類について】

令和7年度以前に「東広島市学校給食申込書」を提出されている場合は再度の提出は不要です。
令和8年度以降で給食の喫食内容に変更がある場合は、第3号様式「東広島市学校給食（変更・停止・再開）届」を提出してください。

【給食内容の一部を変更する場合について（牛乳除去など）】

アレルギー等による事由で、飲用牛乳や主食を停止しており、令和7年度以前に第2号様式「東広島市食物アレルギー等による学校給食費減額申請書」を提出済みの場合は再度の提出は不要です。
令和8年度以降で喫食内容が変更になる場合は第3号様式「東広島市学校給食（変更・停止・再開）届」を提出してください。

【給食を5日以上喫食しない場合について】

給食の保護者負担は0円となりますが、SDGs（食品ロス削減）の観点から、連続して5日以上、学校給食を食べないことが決まった場合は第3号様式「東広島市学校給食（変更・停止・再開）届」を提出してください。

【生活保護を受けている場合の学校給食費について】

生活保護世帯については、給食費負担軽減交付金の対象外であり、生活保護法に基づく教育扶助により給食費が補助されるため、これまでどおり納付が必要です（1食330円、月額6,500円（ただし第10期は調整額）。生活保護が廃止された場合は、給食費負担軽減交付金を活用し、保護者負担額は0円となります。

東広島市教育委員会事務局 学事課
電話番号：082-420-0975
FAX番号：082-420-0969